

様式第 15（第34条関係）（平13経産令20・全改）

表 面	
8 センチメートル	
第 号	
電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等 を行う職員の身分証明書	
← 3 センチメートル →	
6 センチ メートル	4 センチ メートル
	写 真
押 出 ス タ ン プ	
職名	
氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
発行者	
印	
裏 面	

電気用品安全法（昭和36年法律第 234 号）抜すい

第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第28条第2項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第58条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者